

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表【特区提案として検討すべき】

大分類 A 地域医療対策

中分類 〈小分類〉	細分類	概 要	提案数 重複 除く	事業関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘 要	関係 部課	個票 番号
A その他 〈その他 〉	269 携帯型心電計 使用に関する 使用制限緩和	ヘルパー等が在宅患者に 対して携帯型心電図を使用 できるようにするのとあわ せ、保健福祉事務所・保健 センターと医療機関、住民 システムネットワークで結ぶ 導入を促すこと で、心臓病の早期発見、治 療が可能になる。 携帯型心電図の使用につ いて、ヘルパーや介護員が 第3者に使用できるように する。	1	<ul style="list-style-type: none"> 携帯型心電計は自己への使用を予定するもの。他者に対する使用は心電図検査にあたと考えられる。 心電図検査は、医師が行うほか、保健師、助産師、看護師、准看護師、臨床検査技師以外の者は行うことができない。 医師 : 医師法第17条) 看護師 : 診療の補助として可能(保健師助産師看護師法第5条) 臨床検査技師 : (臨床検査技師等に関する法律施行規則で定める)厚生労働省令で定める生理学的検査として可能。 適正な医療の供給を図るため、心電図検査などの医師が行うことができる専門職種の資格を定めるとともに、これらの職種以外の者の心電図検査を禁止している <p>(従前は医師に該当するのかが明示されず、介護士等が行うことに疑念があった、体温測定、血圧測定、爪切り等が、医師行為でない旨厚生労働省から通知があった。H17年7月26日医政発第0726005号)</p>	<p>社会福祉士及び介護福祉士法の改正、又は心電図検査について医師行為に当たらない旨の通知が国より発出されること。</p>	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 心臓病の早期発見・治療等に役立つ可能性がある。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医学的知識及び技術がない者が医師行為である心電図検査を行うことにより、健康被害が生じる恐れがある。 		保) 医療政策課	3402A

大分類 C 土地利用規制

中分類 <小分類>	細分類	概要	提案数 重複 除く	事実関係等の整理		実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
C 土地利用 一般 <地方裁 量範囲の 拡大>	270 農用地の活用	耕作放棄地が多く田畑として再生が難しいのに農用地に指定されているために他に転用するのが難しいケースが多い。 土地の有効活用を促進するため市町村にもっと権限移譲を促進する。	1	1	<p>(農業振興地域の指定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農振地域内における農用地区域は、市町村が今後10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地として位置付けた土地であり、農用地区域内での転用は原則不可。 農地は農業生産の基盤として限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源でもあることから、現況が耕作放棄地等であつても、将来を見据えた農用地としての利用の必要性を勘案することとされ、安易に農用地区域から除外して転用することは適切ではないとされている。 農用地区域の変更主体はもとも市町村の権限であり、国又は知事が自ら指定の除外等を行う制度ではない。 <p>(過去の道州制特区提案との関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道は平成20年3月に以下のとおり道州制特区提案を行っている。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>農地法第4条、第5条に係る4haを超える農地の転用の許可権限を農林水産大臣から特定広域団体の長たる道知事に移譲する。</p> <p>農地法附則第2項の規定による、2haを超え4ha以下の農地を農地以外のものに行ふ行為の農地法第4条、第5条の許可に係る農林水産大臣に対する協議の廃止。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 一方、国では平成21年6月に農地法等の改正を行い(12月に施行)、農地の効率的な利用を進めて遊休農地の解消等を図るため、農地の権利を有する者の責務の明確化と農地利用者の確保・拡大等を図る一方で、農地面積の減少を抑制し農地の確保するためとして、農地転用許可基準の強化、違反転用に対する処罰強化、新道府県が行う2ha以下の転用許可事務の適切な処理の要求を内容とする農地転用規制の厳格化を行っている。 道からの道州制特区提案については、このような法改正の動きを勘案し、「(農地転用に係る道からの道州制特区提案については)新農地法の施行後5年を目途として、同法の施行状況を確認して検討」するとの政府の対応方針が平成21年3月に示されている。 	農地法、農業振興法の改正	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地転用関係事務処理の迅速化が期待される。 地域の実情に即した土地利用の促進が期待される。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業生産の基盤として限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源でもある農地の転用が安易になされる危険性。 	平成20年3月「農地法、農振法に関する権限の移譲、国の関与の廃止」を提議済	農) 農地課	1417C

(次頁に続く)

中分類	細分類	概要	提案数 重複 除く	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部署	個票 番号
<小分類>				<p>(前頁からの続き)</p> <p>(農地に係る市町村への権限移譲)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地法に規定する2ha以下の転用許可事務(農地法第4条・5条)及び農振法の開発行為の許可事務(農振法第15条の2)は、地方自治法第252条の17の2第1項(条例による事務処理の特例)により、移譲を希望する全ての市町村に移譲することを可能としており、北海道における農地法及び農振法の権限移譲は他法令に比較しかなり移譲が進んでいる状況にある。 <ul style="list-style-type: none"> 農地法 4条、5条等・・・道内179市町村中100市町村に移譲済 農振法 15条の2・・・道内179市町村中116市町村に移譲済 <p>※2haを超え4ha以下の農地転用は農林水産大臣への協議、同じく4haを超えるものは農林水産大臣の許可が必要であることから、2haを超える農地転用について、特例条例による道から市町村への事務移譲の対象としていない。</p>					

<過去の類似提案>

中分類	細分類	概要	提案数 重複 除く	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部署	個票 番号
土地利用 一般 <地方裁 量範囲の 拡大>	49 農地転用許可 等の権限移譲	農地転用に係る農林水産大臣協議・許可権限を知事の権限とする。	4	<ul style="list-style-type: none"> 農地法により、農地等を転用する場合に、面積が4ha以下は知事の許可、4haを超える場合は大臣の許可が必要(§4①:農地転用、§5①:権利移動を伴う農地転用)であり、また知事許可案件のうち2ha超4ha以下は当分の間、あらかじめ大臣に協議が必要(附則②)。 北海道における農地転用許可の実績(平成17年) 道全体 1,554件 840ha うち農水大臣許可 6件 34ha うち農水大臣協議 34件 100ha 大臣転用事案の標準処理期間 6週間(道3週間、国3週間) 	<ul style="list-style-type: none"> 農地法§4及び§5に基づき大臣許可権限を農地法附則②に基づき大臣協議を廃止。 	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地転用関係事務処理の迅速化が期待される。 	第2回答 申「国土 利用の規 制制限等 の移譲」 で答申済	農) 農地調 整課	2008C 2010C 2034C 3041C

大分類 D 経済振興対策

中分類 〈小分類〉	細分類	概 要	提案数 重複 除く	事実関係等の整理		実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘 要	関係 部課	個案 番号
0 その他 〈企業誘 致等〉	271 企業立地促進 法に係る地方 交付税制度の 拡充	現在北海道への企業立地は他地域にも増して厳しい状況となっており、中央と地方の格差の拡大が一層懸念される。企業の立地を地方にすすめ、地方活性化を図る必要がある。企業立地促進法による企業立地で、自治体が固定資産税、不動産取得税を減免した場合、3/4を普通交付税で補てんされるが、総務省令により国基準の業種が対象とされており、道内各地域の基本計画における集積業種と一致したものでない。 総務省令による対象業種以外でも道内各地域の基本計画における集積業種を対象に減免した場合、同様に普通交付税で補てんが受けることができるようにする。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 北海道は平成19年12月に「企業立地促進法に基づく権限の移譲」として、企業立地促進法に基づく地域の基本計画に係る国の協議・同意を不要とすることと、課税特例の適用対象業種を道条例で地域が独自に決定する旨の提案を行ったところ。 当該提案の趣旨としては上記アイデアと同じく、企業立地促進法の業種が北海道が強みの持つ産業（「観光」「食品」など）が対象となっていないことで、この法を活用した企業立地の取組が停滞することへの対応であった。 当該提案に係る国と道の協議では、国税の減収につながる事項を法ではなく条例で定めること、全ての地方公共団体の共有財源である地方交付税が特定の団体の判断で公平を損なう形で配分されること、それぞれが実現困難であるとの意見が国からあった。それに対して、道は、観光産業など北海道が強みをもつ産業集積をより一層促進することで、国全体の政策目標（外国人観光客誘致）の達成を促すことができること、北海道経済の自立促進により結果的には地方交付税への依存を減らせる」と区論をしたが、「将来の道州制の税財源のあり方に関する議論を踏まえて継続検討」とする政府の対応方針が出された。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業立地促進法の改正 	<ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 道内の企業立地の促進 	平成19年12月に「企業立地促進法」に基づく権限の移譲について、道内の企業立地の促進	経産局	1404D

中分類 観光振興 観光客 誘致	272 地域観光の振興	概要 自然や観光資源の小さな地域で旅程のあるツアーを組んで事業行為をすると旅行業法違反となる。しかし旅行代理店を通すとマーzinを取られたり、例えば町の車両の送迎でコストダウンを図ることも難しい。地域側独自にツアーを組み、募集し、集金が合法的にできるようにする。宿のツアー募集の合法化、ガイドのもの、レンタカーのマイクログラスによる運送をできるようにする。	提案数 重複 除く 1	事業関係等の整理 (地域側独自のツアー) ツアーの募集や販売等を営むには、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進のため、旅行業法に基づく旅行業の登録を受けなければならない。 旅行業の登録を受けるには、①営業所ごとに旅行業務取扱管理者の資格者を選任し、②一定の財産的基礎を有することが必要である。また、旅行者(消費者)の権利保護のため、登録後に一定額の営業保証金の供託又は旅行業協会へ分担金の納付が義務付けられている。	実現するために考えられる手法 旅行業法の改正	実現した場合に考えられるメリット・デメリット 【メリット】 旅行商品の企画・販売が容易となる。 【デメリット】 旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進のため最低限の規制を行っており、その規制を緩和することは、一般消費者の保護が損なわれるおそれがある。	関係 部課 経) 観光局	個票 番号 14260								
<p>○ 旅行者 (募集・集金・仲介)</p> <table border="1" data-bbox="534 132 694 750"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>登録先</th> <th>業務範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種</td> <td>国</td> <td>全ての旅行業務</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>都道府県</td> <td>海外募集型企画旅行はできない</td> </tr> <tr> <td>第3種</td> <td>都道府県</td> <td>海外募集型企画旅行はできない 国内募集型企画旅行はできない</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、H19年5月の法改正により、第3種旅行者について、一つの企画旅行ごとに自らの営業所の存する市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域内において実施される、募集型企画旅行は取扱い可能となっている。</p> <p>○ 旅行者として登録するためには</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業所ごとに旅行業務取扱管理者の資格を有する者を選任 ・ 旅行者に必要な財産的基礎(基準資産額)が以下の金額以上であること(第1種旅行業; 3,000万円 第2種旅行業; 700万円 第3種旅行業; 300万円) <p>※ 基準資産額の算出・・・ 資産合計-負債合計-営業保証金額又は弁済業務補償金分担金額-(不良債権、繰延資産等)</p> <p>○ 旅行者等と取引をする者が取引によって取得する債権を担保するため、旅行業を営む者は、当該旅行業者の前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額に応じ、業務の範囲の別ごとに、国土交通省令で定めるところにより算定した営業保証金を供託しなければならない。 供託する営業保証金額は旅行業の業務範囲の別により異なる。</p>				種別	登録先	業務範囲	第1種	国	全ての旅行業務	第2種	都道府県	海外募集型企画旅行はできない	第3種	都道府県	海外募集型企画旅行はできない 国内募集型企画旅行はできない	(次頁に続く)
種別	登録先	業務範囲														
第1種	国	全ての旅行業務														
第2種	都道府県	海外募集型企画旅行はできない														
第3種	都道府県	海外募集型企画旅行はできない 国内募集型企画旅行はできない														

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数 重複 除く	事実関係等の整理		実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
				(前頁からの続き)						
				<p>事実関係等の整理</p> <p>(前頁からの続き)</p> <p>また、年間の「取引の額（新規登録の場合は取引見込額）」によっても異なる。(旅行業者は、毎事業年度終了後、登録行政庁に取引額の報告を行う。)</p> <p>業務範囲の別ごとの供託すべき金額の最低額は第1種旅行業；7,000万円、第2種旅行業；1,100万円、第3種旅行業；300万円である。</p>						
				<p>(レンタカーによる旅客運送)</p> <p>有償で旅客の運送を行う場合、道路運送法第四条に定める国土交通大臣の許可を受けなければならない。レンタカーでの有償旅客運送は認められていない。</p>	道路運送法の改正	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低コストでの旅客運送が可能 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全確保がなされない。 ・サービスの質の低下により、利用者とのトラブル増加の可能性。 ・安全対策等を行っている既存登録事業者の経営圧迫。 		総政) 交通企画課		

大分類 H 地域振興対策

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数 重複 除く	事実関係等の整理		実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
				事実関係等の整理						
H 地方自治 の強化< 役割分担 の明確化 >	273 道路・河川に 係る権限移譲	河川における取組を進め る中で、行政側の縦割の対 応で時間をロスした。 中心部で市民団体による イベントを実施するのに、 道路封鎖ができなかった。 国道や道路の管轄に違いで 対応も違うのでとまどっ た。 観光最盛期に混雑の道の 草がボウボウだったので、 自分たちで草刈りをやれた 旨役場に申し出たが、管 轄外なので許可できないと 拒否された。 道路・河川の管理に関す る権限を地域の市町村に一 元化する。	3	1	(道路) ・ 国道、道の管理については、道路法第17条第1項で指定 市が行うものとされているほか、指定市以外の市については第 17条第2項（指定市以外の市が、都道府県の同意を得て、市 の区域内に存する国道の管理で当該都道府県が行うこととされ ているもの並びに市の区域内に存する都道府県道の管理を行う ことができる規定）により、道の協議を経て管理することが可 能である。しかし、現行法では、町村については、国道・道 の管理については、歩道の新設等を除き、その管理の移譲を受 けることはできない。 ・ 道は平成20年10月に「道の管理権限の町村への移譲」 として、幹線道路である国道と生活道路である町村道を町村が 一体的に管理することにより、地域が主体となった地域による 管理という地域主権の趣旨を確実にできよう、道路法第17 条第2項を町村にも適用する旨提案を行った。 ・ また、国においても、地方分権改革推進委員会が平成20年 5月に総理に提出した第1次勧告において、「基礎自治体優先の 原則」の下、主として基礎自治体である市町村の自治権の拡充 をはかる諸方策が見直し、主として地域内交通を担う道路（同一 都府県内に起終点がある区間等）は、従前の管理水準を維持す るため財源等に関して必要な措置を講じた上で、原則として都 道府県に移管する、道路管理の状況等も踏まえ、町村が都道府 県道の管理を行うことを可能にする、調整の仕組みを検討し、 都道府県道の認定、変更と廃止に係る国との協議を廃止するこ とが勧告されている。 ・ 道からの「道の管理権限の町村への移譲」に係る道州制特 区提案に対しては、国は「地方分権改革推進要綱（第1次）」に 基づき検討の上、全国的に措置する旨の対応方針を示している。 (河川) ・ 河川の管理については、河川法により、一級河川の指定区間 外区間は国が、一級河川の指定区間及び二級河川は都道府県が、 それぞれ管理を行っている。 (次頁に続く)	・ 道路法、河川法の改 正	【メリット】 ・ 一元管理することにより、維持管理作 業の、一層の効率化を図れる可能性があ る。 【デメリット】 ・ 財源について使途が限定され（道州制） 特区法の交付金と同様の取り扱い）、サ ービスレベルの運用に際し裁量性が小さ く、一元化の効果が最大限に発揮できな い恐れがある。 ・ 河川については、氾濫した場合、流域 全体に甚大な被害が発生する場合も想定 されるため、移譲にあたっては移譲前と 同等の維持管理ができる技術力・財政的 な裏付けが必要。		建設） 道路課 河川課	1408H 1409H 1410H

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数 重複 除く	事実関係等の整理		実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
				概要	提案数					
					<p>事実関係等の整理</p> <p>(前頁からの続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方分権改革推進委員会が平成20年5月に総理に提出した第1次勧告において、「基礎自治体優先の原則」の下、一つの都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の直轄区間については、従前の管理水準を維持するため財源等に関して必要な予算を講じたうえで、原則として都道府県に移管する。その際、犯濫した場合に甚大な被害が想定される水系等であっても、国が管理する場合を極力限定することが勧告されている。 単一市町村内で水系が完結する二級河川区域に係る移譲は、政令指定都市以外の市町村が河川管理者となることができようになるには法改正を要するが、市町村からのニーズが不明である。(技術的・財政的な不安がある) 					

<過去の類似提案>

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数 重複 除く	事実関係等の整理		実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
				概要	提案数					
	228 1級及び2級 河川の維持管 理の一元化	1級及び2級河川の維持管 理を一元化できるようにする	1	1	<p>事実関係等の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川法により、1級河川の指定区間外区間は国(§9)が、1級河川の指定区間及び2級河川は北海道(§10)が、それぞれ管理を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川法の改正 交付税措置 	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 維持管理の実施範囲が一元化されることにより、一括した施工が可能となることから経費の軽減の可能性がある。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な財源について、指定区間外区間のみに使途が限定され(道州制特区法の交付金と同様の取り扱い)、運用の裁量性が小さく、一元化の効果が最大限に発揮されない恐れがある。 河川の管理は、本来、河川整備や維持管理が一体であるべきであり、維持管理のみを道に一元化した場合、一体的な河川管理が行えない。 		(建) 河川課	1220H
	229 国道、道道の 維持管理の一 元化	国道、道道の維持管理を一 元化できるようにする。	1	1	<p>事実関係等の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路法§13により、国道は国、道道は北海道がそれぞれ、機能や目的に応じて効率的に維持管理を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路法の改正 交付税措置 	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一元管理することにより、一層の地域防災への向上が期待される。 (次頁に続く) 		(建) 道路課	1221H

<過去の類似提案>

中分類 <小分類>	細分類	概要	提案数 重複 除く	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット (前頁の続き) ・ 一体的に実施することによる維持管理作業の、一層の効率化を図れる可能性がある。 【デメリット】 ・ 財源について、国道のみに使途が限定され(道州制特区法の交付金と同様の取り扱い)、サービスレベルの運用に際し裁量性が小さく、一元化の効果が最大限に発揮できない恐れがある。 ・ サービスレベルに差異のある道路を一元化の維持管理にしても、作業の効率化が図れない場合もある	摘要	関係 部課	個票 番号

中分類 〈小分類〉	細分類	概 要	提案数 重複 除く	専断関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘 要	関係 部署	個票 番号
H 地方自治 の強化 〈自治体 財政・会 計の改善 〉	274 地方自治法 施行令第158 条における 「寄付金」取 扱いの特例	平成20年度税制改正に より、住民税における寄付 金税制の拡充が行われ、出 身地など「ふるさと」を応 援したいという寄附者の思 いを生かすことができる仕 組みが構築された。寄付金 の受入に当たっては、多様 な納付方法の確立が重要で ある 地方自治法施行令第15 8条に掲げる普通地方公共 団体の歳入に寄付金を追加 する。 コンビニエンスストアに おける収納が可能になり、 市外・道外の寄附者が、時 間を問わず、どこからでも、 寄附ができるようになる。 寄附者のふるさとへの思い をより容易に生かすことが できるようになる。	1	私人への歳入の徴収又は収納の委託は、地方自治法施行令 第158条により制限され、寄附金は委託出来ないものとなっ ている。 地方自治法施行令 第百五十八条（歳入の徴収又は収納の委託） 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確 保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私 人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。 一 使用料 二 手数料 三 賃貸料 四 物品売払代金 五 貸付金の元利償還金 〈ふるさと納税制度〉 平成20年4月に施行された「地方税法等の一部を改正する法 律」により、「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援した いという納税者の思いを活かすことができるよう、都道府県・市 区町村へ5千円を超える額の寄附をした場合、寄附金額から5千 円を差し引いた額を、所得税と住民税の合計額から、一定の限度 額まで税額控除する寄附金税制が創設された。 この制度は、全国のどこに住居している人であっても、全国全 ての市区町村・都道府県の中から住民税の納税地を自由に選択で きることとなっている。	地方自治法施行令の改正	【メリット】 ・寄附者の利便性向上（昼夜を問わず寄附 金の払い込みが可能） ・収納事務の取扱機関が大幅に拡大 【デメリット】 ・バーコード付与に関する費用・収納に関 する手数料などの負担が新たに発生		総政） 地域づ くり支 援局	2401H

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数 重複 除く	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数 重複除く	事業関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
H 地方自治 の強化< 市民活動 ・ポラン ティア活 動の活性 化>	276 認定NPO法 人制度の認定 要件	認定NPO法人制度の認定要件の厳しさが制度の推進を妨げている。NPO法人の大半が認定NPO法人の認定要件であるパブリックサポートテストの5分の1という暫時的に緩和された基準であっても満たすことができない。これを理由として認定NPO法人制度の利用を希望しない法人が多数ある。 認定NPO法人制度の認定要件を緩和し認定書類の煩雑さを改善することで、NPO活動を発展させる（パブリックサポートテストの要件を大幅に緩和することと、提出書類を簡素化し他の書類でも代用を可能にするなどの改正をする。）	2 1	<p>事業関係等の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定非営利活動促進法により、NPO法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの（認定NPO法人）に対して、企業等が寄附をした場合には、租税特別措置法の定めるところにより、寄附金控除など税制上の特別措置が適用される。（特定非営利活動促進法第46条の2、租税特別措置法第66条の11の2） 認定NPO法人制度による税制上の特別措置 <ul style="list-style-type: none"> ① 法人の寄附金に対する特例（一般寄附金の損金算入限度額とは別に損金算入が可能） ② 個人の寄附金に対する特例（寄附金控除を適用） ③ 相続人が寄附した相続財産に対する特例（相続税の課税価格の計算に参入しない） ④ 認定NPO法人のみなし寄附金制度（収益事業から収益事業以外に支出した金額を寄附金とみなし、損金算入が可能） 認定NPO法人の要件 <ul style="list-style-type: none"> ① パブリックサポートテスト ～実績判定期間（過去5事業年度）の寄附金等収入金額が経常収入金額の5分の1以上を占めていること（小規模団体に 対する特例あり） <p>※ 制度発足当初は3分の1以上であったが、15年から5分の1以上に緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ② 活動対象 ～会員など特定の者に対する活動が全事業活動の2分の1未満であること ③ 運営組織・経理 ～役員のうち親族関係のある者が3分の1以下であることなど ④ 事業活動 ～特定非営利活動に係る事業費が総事業費を8割以上を占めることなど ⑤ 情報公開 ～事業報告書、役員名簿、資金に関する事項などを閲覧させることなど <ul style="list-style-type: none"> 認定を受けるための手続きは、申請書に上記の要件を満たしていることを説明する書類を添付して、所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出する。 (次頁に続く) 	租税特別措置法の改正及び施行令の改正	【メリット】 ・ 企業や個人からNPO法人への寄附が増加し、活動促進に繋がる。		環) 道民文 化振興 課	1413H 1414H

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数 重複 除く	事実関係等の整理		実現するための 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
				(前頁からの続き)						
					<p>道におけるNPO法人認証数152団体(平成21年10月現在)のうち、認定NPO法人は2団体のみ。(全国でも106法人)のように認定NPO法人数が少ないのは、パブリックサポートデスクなど認定要件が厳しいこと、提出書類が煩雑であること、審査期間が長いことなどによるものと考えられる。</p>					

<過去の類似提案>

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数 重複 除く	事実関係等の整理		実現するための 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
福祉 〈福祉〉	194 寄付金の損金 処理制度	NPO法人や公益法人を金額損金処理対象とし、活動を支える企業を増やし、福祉を向上させる。	1		<p>特定非営利活動促進法により、NPO法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの(認定NPO法人)に対して、企業等が寄付をした場合には、租税特別措置法の定めるところにより、寄附金控除等の特例(一般の寄附金の損金算入限度額とは別に当該損金算入)の適用(§46-2、租税特別措置法§66-11-2)。</p> <p>道における認証数1306団体(H19.6)のうち認定NPO法人は2団体。</p>		<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業等からNPO法人への寄附が増えれば、NPO法人の活動の促進につながる。 		企)地域主権局参事	1066J

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数 重複 除く	事業関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
H 地方自治 の強化< 市民活動 ・ポラン ティア活 動の活性 化>	277 NPOバンク 支援	貸金業法における規制のため、NPOバンクの設立、運営が困難になってきている。貸金業に関して、指定信用情報機関制度においてNPOバンクを適用除外とする。	1	<p>いわゆるNPOバンク（以降NPOバンクと呼ぶ）は、市民活動団体や市民が資金を出資し合い、それを原資として一般金融機関が資金提供しにくい社会的事業や課題に対して低金利で融資を行う非営利バンクであり、貸金業の登録を受けているものである。北海道内では、2002年に設立された「北海道NPOバンク」が市民活動団体向けに融資を行っている。</p> <p>（貸金業法の改正の影響）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の貸金業法では、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用することが可能な場合において、それを使用し、顧客の資力等の調査に努めなければならないとされている。 ・ 国では、過剰貸付の抑制を目的に、信用情報の適切な管理や全件登録の条件を満たす信用情報機関を指定し、貸金業者が個人の借り手や保証人の総借入残高を把握できる仕組みを整備し、平成22年6月から当該機関を使用した貸付調査を義務化する予定。 ・ 平成22年6月までに予定の改正貸金業法完全施行後、NPOバンクの中には、基準を満たさず運営が困難になる事例が発生するものと予想される。 <p>・ 影響</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特例措置済みの事項 必要とされる純資産額（NPOバンクは基準を緩和） 2) 特例措置がない事項 貸金業務取扱主任者の設置 指定信用情報機関の利用の義務（個人向け貸付の場合） 役員に貸金業務経験3年以上のものを含むこと <p>※ 貸金業法改正の付帯決議（18年12月）には、「市民活動を支える新たな金融システムを構築する観点から、法施行後2年6月以内に行われる見直しに当たり、非営利で低利の貸付けを行う法人の参入と存続が可能となるよう、法律本則に明記することなど必要な見直しを行うこと」とある。</p> <p>全国的にNPOバンクからの当該事項に係る要望が多く、現在国においてそのあり方を検討中とのこと。</p>	貸金業法の一部改正	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定信用情報機関制度の適用除外などにより、NPOバンクの運営に要する負担が軽減され、従前どおり一般金融機関が資金提供しにくい社会的事業等への支援が実行されるとともに、新たなNPOバンクの設立が期待される。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 十分な財産的基礎を有しない貸金業者の一部が、NPOバンクとしての登録資格を取得し、生活困窮者に対して過度な貸付けを行う等、悪用されるおそれがある。 ・ 制度の適用除外により、NPOバンクから融資を受けた者（個人）には、過剰貸付が生じるおそれがある。 ・ 借入者を道内の個人・団体に限定することはできず、他県への転居も制限できない。 		環) 道民活 動文化 振興課 経) 商工金 融課	1416H

中分類	細分類	概要	提案数 重複 除く	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
H 地域活性化 に対する優 遇措置	278 法人税率と贈 与税率の特例	法人税率減免は企業誘致に 効果あり。贈与税率減免は 所得のある高齢者の移住を 促進する。	1	<ul style="list-style-type: none"> 法人に関する税では、国税である法人税のほか、地方税である法人事業税（都道府県税）、法人道府県民税（道府県税、市町村税）がある。 贈与税は相続税と補完的な性質を持つことから、相続税法の中で規定されている。 贈与税の納税義務者は贈与によって財産を取得した人であり、贈与税を免除しても贈与を行う人の移住には繋がらない。 移動の自由がある中で北海道に居住する者のみ贈与税を減免する合理的・実効的な方策が困難 	<ul style="list-style-type: none"> 法人税法、相続税法等の特例 	<ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 法人税率の減免は企業の誘致促進につながる。 【デメリット】 税負担の公平性の問題がある。 贈与税率の減免については、住民票だけ北海道に移して、実際は別のところに住む人の贈与税を免除することがあり得るため、国全体の相続税・贈与税の仕組みを壊してしまう。 		総務 地域主 権局	1425H

〈過去の類似提案〉

中分類	細分類	概要	提案数 重複 除く	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
地域活性化 に対する優 遇措置	264 相続税に係る 特例	北海道だけ相続税を無税に して、資産家の北海道への 移住を促進する。	1	<ul style="list-style-type: none"> 相続税は、相続や遺贈によって取得した財産などが基礎控除額を超える場合にその超える部分に対して課税される。 ※ 道内の課税状況 H17 相続人 2,237人 納付税額 146億円 H18 相続人 2,447人 納付税額 202億円 	<ul style="list-style-type: none"> 相続税法の改正 	<ul style="list-style-type: none"> （メリット） タックスヘイブンとして資産家の移住が期待できる。 （デメリット） 税としての「富の再配分」という機能 		企 地域主 権局	3313H

中分類	細分類	概要	提案数 重複 除く	理由等			実現した場合に考えられる メリット・デメリット	関係 部課	個票 番号
				国の 専断事項	現行法令で 対応可能	新制度等で 対応可能			
地域活性化 に対する優 遇措置	163 減税措置	気象条件の克服や地域経済 発展などのため、法人税や 所得税・消費税の減免措置 を行う。	6			○	<ul style="list-style-type: none"> 専ら国税・地方税の根幹に係る制度論であり、例えば、地方税においては、地方自治体の裁量で減免することができるとは、税負担の公平性の問題がある。 住宅建設の際の消費税の廃止については、各種団体等が住宅消費税の廃止を要望している。 固定資産税については、住宅用地の特例制度や新築住宅に対する減額制度が設けられているが、住宅用地特例からは別荘用地が除かれている。 不動産取得税については、一定の住宅及び住宅用地の取得については、住宅事情等を勘案し、軽減措置が講じられている。なお、「別荘」は住宅から除かれている。 消費税については、食料品は非課税取引とされており、食料品は非課税取引とされていない。 	企 市町村 課、地 域主権 局 （建） 建築指 導課 （総） 税務課	1001H 1070H 1071H 3030H 3031H 3032H

中分類 〈小分類〉	細分類	概 要	提案数 重複 除く	事実関係等の整理		実現するために 考えられる手法	摘 要	関係 部課	提案 番号
				概 要	提案数				
H 地域活性化 〈その他〉	279 ゴールデン ウィーク特 区	北海道が本州等に比べて 爽やかで過ごしやすい6月 は祝日は無いが、道内では 各種の祭り、イベント(よ さこい、北海道神宮例大祭) が行われ、潜在的な行楽需 要があるのに、休みがない ので参加できない機会損失 がある。 北海道をゴールデン ウィーク特区として、 大型連休を6月に設定 する。	1	1	平成19年10月の第7回提案検討委員会において、庁内提案 として「北海道・秋のゴールデンウィーク」(国民の祝日に關する 法律第2条を改正し、北海道については条例で別の日に祝日を定 め、北海道については秋に連休を設定し、観光業の活性化を図る) の提案があった。道民生活全体に影響があることであり、道とし て提案するにあたり広く道民の意見を聴くことが必要との意見が あったことから、平成20年9月に実施された道民意識調査で当 該提案についてのアンケートを実施した。 当該調査で、新たな大型連休の設定について賛成が35.3%、反 対が36.6%とほぼ拮抗しており、「どちらとも言えない」も27.7% となった。反対の理由の52.1%は「意味のある祝日を置き換え てはない」であり、上記アイデアについても同様の理由から道 民の賛否は分かると考えられる。	国民の祝日に關する法律 の特例	【メリット】 ・ 道民の道内観光の促進 ・ 道内消費の喚起 【デメリット】 ・ 道外と祝日が異なる事による経済活 動、道民生活などへの影響 ・ 道民の賛否は分かると 考えられる	総政) 地域主 権局参 事	4402H

中分類 〈小分類〉	細分類	概 要	提案数 重複 除く	事実関係等の整理		実現するために 考えられる手法	摘 要	関係 部課	提案 番号
				概 要	提案数				
H 地域活性化 〈その他〉	280 国からの権限 ・事務移譲な ど	総合振興局支部を設置す る。国の事務(自動車登録 ・車検に係る事務、法務局 における事務、公安委員会 事務)を北海道に移譲し、 総合振興局支部で取り扱え るようにする。	1	1	地方運輸局や法務局などの国の事務の大幅な道への移譲につい ては、国の出先機関の見直しに關連するものであり、国において も、平成20年12月の地方分権改革推進委員会第2次勧告にお いて、出先機関の事務・権限と組織の見直しについて勧告が出さ れているが、その取扱いはまだ明らかではない。 〔なお、「北海道総合振興局及び振興局の設置に關する条例」が 平成21年3月に北海道議会で可決され、現在道では平成22 年4月の条例施行に向けて、広域事務等に關する基本フレーム などについて、各地域の習俗と協議を行っているところ。〕	国の権限・事務の道への 移譲	【メリット】 ・ 地域の実情に応じた業務の提供がで きる ・ 住民の利便性の向上 【デメリット】 ・ 道が現在所管していない事務の移譲を 受ける際は、それ相当の財源や体制が道 に移譲されることが必要	総政) 地域主 権局参 事	3405H

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数 重複 除く	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
H 地域活性化 〈その他〉	281 ポストバス	自動車輸送の貨客混載を認め、過疎地域の足を確保する。 スイスやイギリスにはポストバスと呼ばれる郵便輸送と旅客輸送を一体化した輸送システムがある。日本ではバスに小荷物の運搬を託すことが認められているが、貨物が主のところは旅客を乗せることは認められていない。 郵便輸送はかつて鉄道で行われ駅で受け渡しを行っていたことから、鉄道廃止代替バス路線は郵便自動車輸送路線や集配郵便局と無集配郵便局との取集便などと並行している路線は少なくない。荷物と人を一緒に運ぶことができれば、バス事業者が高額な補助金を出さなくとも地域の足を確保することができ、福祉、環境、観光等で様々なメリットが生まれる。郵便でも、宅配便、コンビニのトラック輸送等、過疎地であれば数名乗車できるスペースがあれば十分であると考える。	1	有償で旅客の運送を行う場合、道路運送法第四條に定める国土交通大臣の許可を受けなければならない。無許可車両による有償旅客輸送は認められない。 道路運送法の第82条において一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することができるものとされている(他県で実例あり) ○道路運送法 (一般旅客自動車運送業の許可) 第四條 一般旅客自動車運送業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 (郵便物等の運送) 第八十二條 一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することができる。 2 貨物自動車運送事業法第二十五條第一項の規定は、前項の規定により貨物を運送する一般乗合旅客自動車運送事業者について準用する。 (有償旅客運送の禁止) 第八十三條 貨物自動車運送事業を営営する者は、有償で旅客の運送をしてはならない。ただし、災害のため緊急を要するときその他やむを得ない事由がある場合であつて国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。 ○郵便物運送委託法 (郵便物運送委託法) 第十四條 何人も、専ら郵便物の運送等に現に使用している車両、船舶若しくは馬匹又は車室若しくは船室に、郵便物、現に郵便物運送の用に供する物、郵便取扱員及び会社の発行する職務を行うための証明書を所持する者以外の者又は物を乗せてはならない。ただし、当該運送業者がその職員をして職務を行わせるため乗せる場合は、この限りでない。	道路運送法、郵便物運送委託法の改正	【メリット】 ・不採算路線における、公共交通の確保が可能。 【デメリット】 ・利用者の安全確保がなされない。 ・貨客同時輸送が可能な新車両の導入にコストがかかる。 ・事業自体に対する需要が不明。(貨物事業者からの要望は無い)			

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数 重複 除く	事実関係等の整理		実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
				事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法					
H 地域活性化くその他	282 国庫補助を受けた公共施設の転用に係る例外	国庫補助を受けた公共施設を他の用途に転用しようとする補助金が返還させられる。 少子高齢化等開設当時に予想できなかった情勢の変動によるものなので、そのような公共施設を転用するときは補助金返還に係る運用除外の措置をもうける。	1	1	<p>国庫補助を受けた施設の転用などに関しては、補助金等適正化法により、各省庁の承認を受けることとしており、その特例として、政令により、各省庁が定める期間を経過した場合はこの限りではないとしている。</p> <p>○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 第22条（財産の処分の制限） 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、買付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 第十四条 法第22条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 補助事業者等が法第七条第二項の規定による条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合</p> <p>二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合</p> <p>しかし、各省庁において取扱いにばらつきがあったり、用途や相手先が強く制限されているなど、改善を求める声が地方から強く上がってきたことから、国においては、地方分権改革推進委員会が平成20年5月に提出した第1次勧告を受けて、政府の対処方針である地方分権改革推進要綱（平成20年6月決定）において、「10年を経過した地方公共団体所有の補助対象財産については、原則、報告等で国の承認があったものとみなし、用途・譲渡先を問わず、国庫納付も求めない」とし、承認基準の弾力化措置を平成20年中に各省庁において進めることにした。</p> <p>この政府方針を受け、各省庁において、補助対象財産の処分の承認基準の見直しを行い、基本的に10年を経過した公共施設については、転用が可能となり、補助金返還も求められないようになっている。（※ 総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（H20年4月30日総官会第790号）、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について（平成20年4月17日会採第0417001号）、文部科学省一般会計補助金等に係る財産処分承認基準について（平成20年6月16日文科会第189号）など）</p>	補助金等適正化法及び施行令を改正	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体の判断により、情勢変化に即応して、公共財産の有効活用が図られる。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初の設置目的に関わらず、安易な転用や譲渡が可能となり、国の補助金の無駄使いや自治体側の財政規律に組み込まれるおそれがある。（なお、道においても道単独補助金の財産処分制限は10年を経過するまでとしている。） 		総政） 地域主権局	1406H 4401H

大分類 J 福祉

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数 重複 除く	専実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表【特区提案によるなくても対応可能なもの】

大分類 D 経済振興対策

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数		理由			関係 部課	個票 番号
			重複 除く	1	国 の 専 断 事 項	現行法令で 対応可能	新制度の導入 対応可能		
D 観光振興 〈観光客 誘致〉	284 交通案内標識 の多言語化	外国人観光客が増加してい ることから、交通案内標識 を中国語、ハングル、英語 の併記とする。	1	1			○		3404D
<p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 多言語標記について、国土交通省の「わかりやすい道路案内標識に関する検討会」が、道路案内標識における標記は日本語と英語の2カ国語表記を徹底することとし、3カ国語以上の標記は視認性の観点から適切ではないとされている。 主要な交差点の標識において、路線番号の表示と英語併記を実施する施策を各道路管理者で連携して行っている。 									

〈過去の類似提案〉

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数		理由			関係 部課	個票 番号
			重複 除く	1	国 の 専 断 事 項	現行法令で 対応可能	新制度の導入 対応可能		
D 観光振興 〈観光客 誘致〉	60 道路標識の統 一	道路の景観向上や外国人観 光客などのため、道内の標 識基準を統一する。	1	1			○		1041D
<p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 他言語表記については、国土交通省の「わかりやすい道路案内標識に関する検討会」が、道路案内標識における標記は日本語と英語の2カ国語の併記を徹底することとし、3カ国以上の表記は視認性の観点から適切ではないとされている。 主要な交差点の標識において、路線番号の表示と英語併記を実施する施策を各道路管理者で連携して行っている。 									

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数		理由			関係 部課	個票 番号
			重複 除く	1	国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	新法の趣旨 対応可能		
D その他 〈地場産 業育成〉	285 大麻の活用促進	大麻は神事、祭事には重要。更に、衣類、食糧、燃料、医薬品の原料となる植物。海外では麻を医療用として研究もしている。大麻取締法を緩和し、北海道で麻産業を興すことができれば、ソーシャルビジネスで多くの雇用を生むことが見込める。	1	1			○	保) 医療政策業務課 大麻取締法は、大麻の乱用による保健衛生上の危害を防止するために、大麻の栽培を原則禁止しており、規制対象となる大麻について、幻覚成分のTHCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としている。また、大麻の違法な栽培を助長することのないよう、大麻種子の輸入についても発芽不能処理をしたものでなければ輸入できないこととされている。 道内における大麻事犯の検挙者数は、平成20年に過去最高を記録するなど、大麻の乱用が問題となっている。道では、大麻等の薬物乱用防止の啓発活動とともに野生大麻の抜き取り除去など、撲滅運動を強力に実施している。 大麻事犯が増加し、社会問題となっている中、大麻乱用による保健衛生上の危害を防止するため、大麻栽培を原則禁止している取締法の趣旨にかながみれば、大麻の栽培や種子の輸入など厳正な規制が維持されなければ、大麻の違法な栽培や不正採取など事犯の増加を助長する恐れがある。	34140

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数		理由			関係 部課	個票 番号
			重複 除く	1	国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	新法の趣旨 対応可能		
D その他 〈物流・ 人材移動 の活性化 〉	286 国際空港の開設	国際航路の新規開設増と海外からの貨物・観光客の大幅増を図るため、国際航空路の開設の主体性を道に移管する。	1	1	○			総政) 交通企画課 国際的な航空路の指定は国家間による協議を経て、国土交通大臣が航空機の運航に適する空中の通路を航空路として指定するものであることから、国の専掌事項である。	14230

大分類 F 環境保全

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数 重複 除く	理由等			関係 部課	個票 番号
				国の 専掌事項	現行法令で 対応可能	新法の趣旨 対応可能		
F 環境保全 〈自然環 境保全〉	287 漁業権の特例	川における動植物の保存の活動を行っている。 川釣り客に少しでもキャッチアンドリリースをするようをお願いしているが、心無い釣り客に全て持ち帰られたり、廃棄されている。漁業権などを設定し、違反者に罰則を、釣り客に料金徴収を行うことを検討したが、地方自治体には漁業権は与えられないとのことで、取り締まることもできない。 ルールに基づいた釣りと異なるよう、取締の権限を市町村に与える。料金徴収もできるようにする。	1	○		水) 漁業管理課	1427F	
<p>理由等</p> <ul style="list-style-type: none"> 内水面における釣りは、無主物（民法239条により、所有の意で占有を始めたときに、そのものが所有権を取得（原始取得）するもの）である魚類を採捕（天然的状态にある水産動植物を人の所持その他事実上支配し得るべき状態に移す行為）するものであり、何人も法令の範囲内で自由に行うことができるのが原則。 内水面において釣りを規制するためには、漁業法に基づき内水面における第5種共同漁業権の免許を受けて、第5種共同漁業権漁場区域に遊漁規則を定め知事の認可を受けることで、規制が可能となる。 内水面における第5種共同漁業の免許を受けた内水面漁協等は、当該漁場の区域においてその組合員以外の者とすする水産動植物の採捕について制限しようとするときは、遊漁規則を定め、知事の認可を受けるものとされている。 遊漁規則に制限の範囲、守るべき事項、遊漁料の額及びその納付の方法、漁場監視員に関する事項や違反者に対する措置などを定めることが、漁業法で規定されている。 平成18年に構造改革特区で平蔵市（支笏湖）及び弟子屈町（屈斜路湖）が漁業権の取得を申請したが、国は現行法令で対応が可能であるとして認定しなかった。 その後支笏湖において、組合員が行う漁業を管理するとともに、増殖事業を履行しながら支笏湖の自然環境を保全し、遊漁者との融和を図りつつ、ひめますを次の世代に継承していくことを目的として支笏湖漁業協同組合が平成19年11月に設立され、平成20年3月1日に北海道から共同漁業権免許の取得と遊漁規則の認可を受けた。このことにより平成20年6月から「ひめます釣り」が有料となるほか、遊漁規則に規定する制限が行われている。 								

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数 重複 除く	理由等			関係 部課	個票 番号
				国の 専掌事項	現行法令で 対応可能	新法の趣旨 対応可能		
F 環境保全 〈自然環 境保全〉	288 有害獣の駆除促進	国有林、道有林、私有林の別なく駆除の許可を出す。	1	○		環) 自然環境課	1422F	
<p>理由等</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道は、鳥獣法第9条第1項に基づく有害獣の駆除の許可について、国有林、私有林問わず許可を出すことは可。 駆除作業を行うため土地に立ち入るに当たっては、国有林、私有林問わず、地権者から承諾を得なければならぬことから、その管理者との意思疎通を図ることが必要である。 								

中分類	細分類	概要	提案数	国の専掌事項	現行法令で対応可能	新制度の導入	その他	理由等	関係部課	個票番号
F	289 銃刀法の特例	ハンターの高齢化が進む中で、有害鳥獣駆除に係る人員確保は今後難しくなる。北海道ではエゾシカ、ヒグマの被害が年々増加しているが、それに対処するための措置が必要。 以下の条件を満たした者に対してライフル銃の所持が可能とする。 ① 本籍を北海道に置き、かつ北海道在住5年以上のもの ② 北海道猟友会入会後5年もしくは日本ライフル射撃協会入会後3年を満たすもの。 北海道在住のもので銃所持後10年を経過したものは、狩猟でも使用可能とする。ライフル所持後、10年居以内に北海道以外に住所を移したものはライフルを返納するものとする。	1	○				<p>ライフル銃による獣類の捕獲を職業とする者及び事業に対する被害を防止するためライフル銃の所持を許可している。</p> <p>平成19年12月に発生した長崎県佐世保市における散弾銃を使用した凶悪事件を受け、政府は平成21年2月に銃刀法を改正し、銃所持の許可に係る欠格事項の拡充、猟銃・突包の保管規制の強化等による銃砲規制の大幅な強化を行っている。当該法改正に係るパブリックコメント（平成20年7月実施）において、「大日本猟友会からは10年を5年に短縮との要望が出ている。ライフル銃を危険視するならば、その許可は個人の資質を問う試験・規制であるべき」との一般からの意見に対して、国（警察庁生活安全局）は「ライフル銃に係る規制については、その危険性にかんがみ現行10年ととなっている規制を5年に緩和することは適当ではないと考えている」と回答している。</p>	警）生活環境課	1421F

〈過去の類似提案〉

中分類	細分類	概要	提案数	国の専掌事項	現行法令で対応可能	新制度の導入	その他	理由等	関係部課	個票番号
<小分類>	107 狩猟者の育成	北海道の特異性などを踏まえ、ライフル銃の所持要件中、継続して散弾銃10年以上所持を短縮する。	1	○				<p>ライフル銃による獣類の捕獲を職業とする者及び事業に対する被害を防止するため、ライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者に対しては、通常の要件である10年より短期間で、ライフル銃の所持許可をしていく。</p> <p>（参考：環境省に対し、銃砲刀剣所持法等取締法を所管する警察庁へのライフル銃所持許可規制の緩和要請を要望している（平成19年1月））</p>	警）生活環境課 自然環境課	1005F

大分類 H 地域振興対策

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数		理由等			関係 部課	個案 番号
			重複 除く	1	国の 専掌事項	現行法令で 対応可能	新法の適用 対応可能		
H 地方自治 の強化< 基礎自治 体の強化 >	290 市町村コンシ エルジェ	市町村の実現したい政策に ついて、道が専任のコンシ エルジェを設置し、部横断 的に調査、調整、折衝を行 う。市町村と道の間の意思 疎通が円滑となり、市町村 の意向に沿った合併が進 む。	1	1			○	その他	3409H 総政) 地域主 権局 総政) 地域づ くり支 援局
<p>理由等</p> <ul style="list-style-type: none"> 道と市町村の間で連携して政策の実現にあたることに法令上の規制等はない。道の本来事務である。 市町村や地域づくり活動を行う方々からの地域づくりに関する相談等については、平成19年10月 から本庁及び各支庁に相談窓口を設置し、部局横断的な連携を図り、可能な支援を実施している。 市町村合併について、道としては、市町村や住民などへの情報提供や必要な助言を行うなど合併に向 けた話し合いのための環境づくりを努めてきた。また、人的支援を含め、主体的に合併に取り組む市町 村に対し支援を行ってきただけでなく、引き継ぎ、自主的な合併に取り組む市町村などに対して、必 要な支援を行う。 									

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数		理由等			関係 部課	個案 番号
			重複 除く	1	国の 専掌事項	現行法令で 対応可能	新法の適用 対応可能		
H 地方自治 の強化 <その他 >	291 補助金事務処 理の共同化	補助金事務処理センターを 設置し、道、市町村の補助 金事務のうち、交付の決定 など政策判断に係る部分以 外の業務を一元化すること で、事務の効率化を行う。	1	1			○	その他	3408H 総政) 地域主 権局
<p>理由等</p> <ul style="list-style-type: none"> 支障となる法令は無いと考えられる。 一部の業務だけ切り離すと、申請受理から検査等にいたる一連の事務の流れが複雑し事務が逆に煩雑 になり、不正な処理が行われても見過ごしてしまう恐れがある。 									

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数 重複 除く	国の 専掌事項；対応可能	現行法令で 新議の検討 対応可能	その他	理由	関係 部課	個票 番号
H 離島振興 〈特有の 負担解消 〉	292 離島における 救急搬送に係 る特例措置	離島においては、地元病 院で初期救急医療に対応し ているが、重症重篤救急患 者が発生した際は、ヘリコ プター等航空機による救急 搬送が最重要手段である。 救急搬送が生じた場合に は、町長から北海道に出動 要請を行い、北海道におい て北海道防災ヘリコプター や札幌市及び国の機関との 協定による出動調整を実施 のうえ、出動可能なヘリコ プター等航空機が近隣中核 市等の医療機関へ搬送して いる。 離島から最短期間にあ る、中核市の空港に海上保 安庁の航空基地があるが、 国の機関に対しては法によ り町長が直接要請すること ができないことから、離島 における迅速な救急搬送が 可能となる特例措置（ヘリ コプター等航空機による国 の機関への救急搬送要請は 法により知事からの要請が 必要だが、特例により離島 の自治体の長が直接要請で きるようにする）が必要で ある。	1		○		<p>道内における救急患者の救急搬送は、「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」による。</p> <p>市町村から出動要請を受けた北海道防災航空室は、気象状況などを確認の上、北海道消防防災ヘリコプターの出動可否について判断。道の消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、①札幌市（消防局）②北海道警察本部（航空隊）③陸上自衛隊北部方面総監部・航空自衛隊第二航空団司令部・第一管区海上保安部に対し、出動を要請している。</p> <p>○ 奥尻町からの救急搬送（転院搬送）について</p> <ul style="list-style-type: none"> 第一海上保安本部函館航空基地ヘリコプターが北海道消防防災ヘリコプターに比較し、速やかな救急搬送が可能な場合は、第一海上保安本部に要請する。 奥尻町からの要請により対応済みである。 （この取り扱いは、原則 8：30～17：00 までの間） 	総) 防災消 防課	1402H

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数		理由			関係 部課	個票 番号
			重複 除く	1	国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	新法の趣旨 対応可能		
H 地域活性化 〈独自基準の設定〉	293 食品衛生法の一部緩和	障害者の集い場を作る活動の中で手作り石窯を作ったり、ピザ、パンを焼いてお供したり、それを原価で市民に提供したい（PRのため）。石窯は屋外に設置されているため食品衛生上の規制から保健所の判断では販売不可とされた。常時販売するものではなく、例えイベントの時に一時的に行うものは、食品衛生法の弾力的な運用を行えるようにする。	1	1			○	保)健康安全室	1419H
理由									
食品衛生法に基づく営業許可については、営業する施設について必要な基準について、飲食に起因する衛生上の危害を防止する観点から、都道府県が条例で定めている。 行事・祭典等における臨時営業等について北海道は、短期日、簡易な施設等の実態を考慮し、取扱要綱に基づきテナントによる営業を認めるなど弾力的な運用を図っているところであり、製造設備等が屋外に設置されたものに対し許可を付すなどこれ以上の緩和を行うと、衛生上の危害が発生する可能性があるため対応困難である。 食品衛生法 第51条 都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の専業の規制及び食鳥検査に関する法律第2条第5号に規定する食鳥処理の専業を除く。）であつて、政令で定めるものの施設につき、条例で、業種別に、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない 第52条 前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。									

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数		理由			関係 部課	個票 番号
			重複 除く	1	国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	新法の趣旨 対応可能		
H 地域活性化 〈その他〉	294 国有財産の有効活用	地域内に旧管林署跡があり、現在は財務省の有効利用化財産となっている。地域活性化の活動拠点として使用したいと嘆願したが、販売以外の方法を検討してもらえなかった。国が利用する意図のない国有財産は地域に帰属させる。	1	1			○	総政)地域主権局参事	1424H
理由									
国有財産は、庁舎や国道など行政の目的で使われている行政財産と、普通財産に分けられる。 行政財産は国が保持していく必要があるため、私法の適用は最小限に留められ、売却や買出しは一部の場合を除き行わないが、普通財産は私法の適用を受け（当然、買与することも可能）、最終的には売却し財政収入とするものである。 財務省は国有財産の効率的な使用を徹底し、処分を促進するため、各省庁が所管する一般会計及び特別会計所屬の行政財産と特別会計所屬の普通財産（一部除く）及び国有建物の敷地として借り上げている民公有地について使用状況を調査し、より有効に活用する必要があると認められる財産（現在未使用で将来も未使用であることが確実なものなど）を「有効利用化財産」としている。同財産については、国以外の利用が適当であると認められる時は、売り払いなどの処理を進めている。									

中分類 <小分類>	細分類	概要	提案数 重複 除く	国 の 算 事 項			その他	理 由 等	関係 部 課	個票 番 号
				現行法令で 対応可能	新設の経費 対応可能	その他				
H 地域活性化 <その他 >	295 老朽家屋の解 体促進	地域において誰も住まな い、住む見込みがない老朽 化家屋が、周辺住民の脅威 になっている。自治体が固 定資産税を課税しても収納 不可能の状態が多く、固定 資産税も母屋がある状態の 方が税が安いことも放置を 促す原因となりネックとな っている。都市計画の逆線 引きなどをを行い老朽家屋の 解体を促進する。	1				○	建) 都市計 画課	3401H	

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数			理由	関係 部課	個票 番号
			重複 除く	国 専掌事項	現行法令で 対応可能			
H 地域活性化<その他>	296 地域FMの特 例	北海道は広大な面積で人口密度は低い。しかし電波法は東京も北海道も同一の法律を適用されている。 電波法を北海道の地域性に合わせ、北海道電波特区を制定する。(例えばミニFM放送局の出力を東京の10倍にする。東京並の人数が受信できミニFM局も運営できるようになる)	1	○			総政) 地域主 権局参 事	1420H

<過去の類似提案>

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数			理由	関係 部課	個票 番号
			重複 除く	国 専掌事項	現行法令で 対応可能			
H 地域防災 対策<地 域防災対 策>	157 コミュニティー FMの出力	全国一律の出力では十分にカバーできないため、防災の観点からも、出力を大きくする。	1	○			企) 地域主 権局参 事	1051H
	233 コミュニティー FMの放送区 域の拡大等	放送区域を複数の市町村にまたがった区域とすることを可能とする。 また、現在20W以下とされている電波出力を100W以下とすることを可能とする。	1	○			企) 地域主 権局参 事	1211H

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数 重複 除く	理由等			関係 部課	個票 番号
				国の 専掌事項	現行法令で 対応可能	新制度の導入 対応可能		
H 地域活性化<その他>	297 多様な働き方を可能とする 公務員人事制度	育児、介護のため勤務の調整が必要な職員のみならず、生活を豊かにするため短時間勤務を選択できるようにする。(短縮分見合いの給与は減額)	1		○		総) 人事課 3410H	
<p>理由等</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公務員法第24条第6項に基づき、各地方自治体は条例で職員の勤務時間、休暇等を定めている。(その内容については、同条第5項の規定により、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない(均衡の原則、国公準拠)ものとされており、均衡の原則等の観点から国家公務員の勤務時間等制度に準拠して条例により定めている。) 育児に限らず短時間勤務を制限なく認めることとなった場合、代替職員の確保等の課題があり、職務の遂行に支障をきたす恐れがある。 								

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数 重複 除く	理由等			関係 部課	個票 番号
				国の 専掌事項	現行法令で 対応可能	新制度の導入 対応可能		
H 地域活性化<その他>	298 パチンコ店の規制強化	パチンコ店への出店規制強化を行い、廃止を含めた権限を知事を与える。	1		○		警) 生活環境課 3406H	
<p>理由等</p> <ul style="list-style-type: none"> パチンコ店の営業については、風営法に基づき都道府県公安委員会の許可を得なければならず、許可にあたり良好な風俗環境を保全するため政令で定める基準に従い、都道府県条例で地域や営業時間が制限されている。 								

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数 重複 除く	国の 専断事項	現行法令で 対応可能	新制度の導入 対応可能	その他	理由等	関係 部課	個票 番号
H 地域活性化<その他>	299 北海道版「定住自立圏構想」の創設	平成21年3月31日をもって、広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱が廃止されるといふ時代の流れの中で、本構想の目指すべき方向は、東京(札幌)一極集中を防止する「人の流れの創出」であり、先行実施団体への応募もできない、中心市を有さない地域にこそ相互連携による自立した圏域の創出が喫緊の課題である。小規模町村が散在する圏域にとっては、隣接町村間での広域による事務連携は実施されている経緯はあるが、今後予想される様々な広域化によって、圏域全体が共に基盤強化に向けた意識付けが確立されるものと予想される。 北海道版「定住自立圏構想」を創設し、 ・中心市要件の緩和 ・北海道特例包括的財政支援措置 を行う。これによって圏域全体、全道的な自立圏域の創出につながることを期待できる。	1			○		定住自立圏は総務省が要綱(定住自立圏構想推進要綱、平成20年12月26日)を定めて推進しているものであり、施策の推進に係る問題である。 定住自立圏構想： 人口減少社会を迎える中、地域で個々の市町村の区域だけでは、様々なサービスを完結することが困難になりつつあるため、地域の中心市と周辺の市町村が自発的に協定を結び相互に連携し、医療や交通など住民生活に必要な機能を確保し、圏域全体の活性化を図るもの。 仕組み： 一定の要件を満たした「中心市」が、地域全体のマネジメント等において中心的な役割を果たす意思を公表する「中心市宣言」を行い、中心市と密接な関係を有する周辺市町村と、様々な政策分野において連携を図る「定住自立圏形成協定」を締結。地域の将来像や協定に基づいて推進する具体的取組を記載した「定住自立圏共生ビジョン」を策定・公表。定住自立圏構想の推進のため総務省は、中心市及び周辺市町村に対する特別交付税措置のほか、関係省庁による関連施策の優先採択等の支援を行う。 中心市の要件： ① 人口5万人程度以上(少なくとも4万人を超えていること) ※ 隣接する2つの市の人口の合計が4万人を超えるときは、当該2つの市を合わせ1つの中心市とみなすことができる。 ② 昼夜間人口比率が1以上 ※ 昼夜間人口比率=昼間人口÷夜間人口 →道内では13市が該当している(全国で最多)。 この構想は、昨年4月に施行されたばかりの制度であり、H21.12月当初現在でビジョンを作成した中心市はない状況であるが、総務省は、この構想は後から修正が効くようにするため、要綱に基づく制度としており、中心市の要件を満たさない地域において広域連携の具体的な取組を行う上で具体的な支援があれば相敵に於ける姿勢。 道としては、この構想の活用が如何にかかわらず、地域の主体性が発揮された市町村相互の連携・補完による取組については、地域振興条例の趣旨に沿って、積極的に支援する考え	地域づくり支 援局	1403H

中分類 〈小分類〉	細分類	概 要	提案数 重複 除く	国 の 専掌事項			理 由 等	関係 部課	個票 番号
				現行法令で 対応可能	新制度の導入 対応可能	その他			
H 地域活性化<その他>	300 過疎地有償運送の促進	過疎地有償運送を行っている。地元タクシー会社で構成される運営協議会で合意を得なければ運輸局から許可を貰うことができず、協議会で課された条件以外では運行ができないので、利用者が希望する病院に連れていくこともできない。運輸局は許可する前提に、市町村、運営協議会の合意書の提出を求める。協議会の中に過疎地域の現状を把握している受益者を委員として入れ、受益者の意見も反映させてほしい。	1	○			総政) 交通企画課	1412H	

中分類 〈小分類〉	細分類	概 要	提案数 重複 除く	国 の 専掌事項			理 由 等	関係 部課	個票 番号
				現行法令で 対応可能	新制度の導入 対応可能	その他			
H 地域活性化<その他>	301 鉱業権に係る業務の義務づけ	鉱業権を持つ者が業務を行わない時は、業務を行うよう義務づける。	1	○			経) 資源工 ネル干 一課	3403H	

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数	理由			関係 部課	図票 番号
				国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	新設の経費 対応可能		
H 地域活性化 〈独自 基準の設 定〉	302 歴史的建造物 保護のための 建築基準設定	歴史的景観や歴史的建造物を保存・再生するにあたり建築基準法が妨げになっている。特区の扱いを行い、特例ではなく、正当な理由や安全・技術的根拠をもって北海道の歴史・文化資源を大切にすべき。確認申請における構造補強や耐震補強などの項目は、歴史的経緯の中で証明されている。(今までの北海道の地震に耐えている物件まで耐震補強の必要はない) 北海道独自の基準とする。	1	1	○		1418H 建設指 導課	
理由 等 ・ 歴史的建造物については、建築基準法の適用を除外する規定がある。(建築基準法第3条第1項第一、二号の建築物、第三号の特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定した建築物、及び、第四号の建築物は、建築基準法の規定は適用されない。市町村の条例により歴史的建造物を建築基準法の規定を適用していない実績はある。)								

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数	理由			関係 部課	図票 番号
				国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	新設の経費 対応可能		
H 地域活性化 〈施設 の整備・ 活用〉	303 交差点の拡幅	交差点で右左折車が直進車の進路妨害となっていることが多く、交差点を拡幅し、渋滞を減少させる。	1	1	○		3411H 建設 道路課	
理由 等 ・ 交差点の拡幅は現行の「交通安全施設等整備事業」の交差点改良として実施している。今後も、道路構造令等の基準に照らし合わせ、現地の利用状況や交通量などを勘案し必要に応じて交差点の拡幅に取り組んでいく。								

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数 重複 除く	理由等			関係 部課	個票 番号
				国の 専掌事項	現行法令で 対応可能	新法の趣旨 対応可能		
H 地域活性化 化<施設 の整備・ 活用>	304 アイスバーン 体感ゾーンの 設置	冬を体験したことのない外 国人観光客に、雪祭りだけ ではない冬の北海道の魅力 を伝えたい。国道に併設し た観光用道路として、冬期 間つるつる路面のアイスバ ーン体感ゾーンを設置す る。	1		○		建) 道路課	3413H

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数 重複 除く	理由等			関係 部課	個票 番号
				国の 専掌事項	現行法令で 対応可能	新法の趣旨 対応可能		
H 地域活性化 化<施設 の整備・ 活用>	305 国道の制限速 度の見直し	特に道北、道東、道南など の直線で絶景が楽しめる国 道において一律ではなく、 メリハリの効いた制限速度 とする。	1		○		警) 交通企 画課	3412H

<過去の類似提案>

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数 重複 除く	理由等			関係 部課	個票 番号
				国の 専掌事項	現行法令で 対応可能	新法の趣旨 対応可能		
H 地域活性化 化<施設 の整備・ 活用>	169 高速道路	遊びのための高速道路とす るため、十勝の高速道路を 速度無制限にする。	1		○		警) 交通企 画課 建) 道路課	3054H

大分類 | 教育・学校

中分類 〈小分類〉	細分類	概 要	提案数	理 由 等			関係 部課	個票 番号
				国 の 専 掌 事 項	現 行 法 令 で 対 応 可 能	新 規 制 度 に 対 応 可 能		
1 教育・学 校〈教育 ・学校〉	306 国公立大学の 入学金、授業 料の北海道独 自の策定	少子高齢化の中で、若い世 代が2人目、3人目の子ども を作れない。その大きな 要因の中に高等教育にお金 がかかりすぎるということ がある。国公立大学の入学 金、授業料について北海道 が独自に策定し、高校全入、 大学進学率向上の中で良質 な高等教育と安い授業料と することで、それほどアル バイトに励まなくても勉学 に勤める事が可能になる。	1	○			総) 学事課	14011

第5回答申に向けた道民提案等の一覧表

(1) 道民提案(新規)案件	15件
(2) 道民提案継続審議案件	3件
(3) 庁内提案案件	1件
計	19件

(1) 道民提案(新規)案件 15件

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概要
A	その他	その他	携帯型心電計使用に関する使用制限緩和	269	ヘルパー等が在宅患者に対して携帯型心電図を使用できるようにするほか、医療機関等と通信ネットワークで結ぶシステムの導入を促す。
C	土地利用一般	地方裁量範囲の拡大	農振地区、農用地の活用	270	土地の有効活用を促進するため市町村にもっと権限移譲を促進する。
D	その他	企業誘致等	企業立地促進法に係る地方交付税制度の拡充	271	企業立地促進法による企業立地について、省令で定める対象業種以外でも固定資産税等を減免し、普通交付税による補てんを受けることができるようにする。
	観光振興	観光客誘致	地域観光の振興	272	地域側独自にツアーを組み、募集し、集金が合法的にできるようにする。レンタカーによるマイクロバスによる運送。
H	地方自治の強化	役割分担の明確化	道路・河川に係る権限移譲	273	道路・河川の管理に関する権限を地域の市町村に一元化する。
		自治体財政・会計の改善	地方自治法施行令158条「寄付金」取り扱いの特例	274	ふるさと納税についてコンビニエンスストアにおける収納をできるようにする。
		市民活動・ボランティア活動の活性化	北海道特定活動法人制度の創設	275	北海道独自の法人組織の制定。例えば「北海道特定活動法人」などの認可を与え、税制、資金確保で優遇する。
			認定NPO法人制度の認定要件	276	認定NPO法人制度の認定要件を緩和し、認定書類の煩雑さを改善する。
			NPOバンク支援	277	貸金業法における指定信用情報機関制度についてNPOバンクを適用除外とする
地域活性化	道民に対する優遇措置	法人税率と贈与税率の特例	278	企業誘致のための法人税率減免。高齢者の移住促進のための贈与税率減免。	
	その他	ゴールデンウィーク特区	279	北海道をゴールデンウィーク特区として、大型連休を6月に設定する。	
		国からの権限・事務移譲など	280	器具振興局を設置し、国の事務(自動車登録・車検、法務局など)を北海道に移譲し、総合振興局支部で取り扱えるようにする。	
		ポストバス	281	自動車輸送の貨客混載を認め、過疎地域の足を確保する。	
		国庫補助を受けた公共施設の転用に係る例外	282	国庫補助を受けた公共施設を他の用途に転用する際に、補助金返還に係る適用除外の措置を設ける。	
J	福祉	福祉	地域通貨を利用した社会福祉に係る給付	283	単年度で失効する地域通貨により社会福祉における給付を実施する。

(2) 道民提案継続審議案件 3件

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概要
D	観光振興	観光客誘致	カジノの振興	54	外国人観光客等を対象としたカジノを作り、雇用と税収の拡大を図る。
			(小樽市への)カジノの設置(誘致)	215	カジノを設置できるようにする。(小樽市が魅力溢れる観光地であり続けるために、観光振興策として、カジノの誘致を行う。)(小樽市に外国人のみ行う事ができるカジノを作り、F1を開催するなどして、各国の富裕層を誘致する。)
	その他	物流・人材移動の活性化	自由貿易地域指定	69	道内の港湾地域等を自由貿易地域に指定し、CIQ業務の移管や税の優遇、査証発給の特例措置を行う。
		空港の活性化	空港の一括管理	75	道内の第2種A空港の移管を受け、海外エアラインの誘致や道内空港の活性化を図る。
			千歳空港のハブ空港化	221	千歳空港をハブ化し離着陸の料金を下げ、世界に通用する空港を目指し、そこから得た収益を北海道の収益とする。

注) 同様の提案趣旨であるNO54とNO215、NO75とNO221を、それぞれ一つの提案としてカウント。

(3) 庁内提案案件 1件

項目	NO	概要
「特区理学療法士」・「特区作業療法士」資格の創設	②	理学療法士・作業療法士のスキルを活かし、必要となる専門教育を付与して、健常者を対象とした高度な健康づくりサービスを提供する資格制度の創設

注) 大分類

A: 地域医療対策、 B: 農林水産業の振興、 C: 土地利用規制、 D: 経済振興対策、 E: 雇用対策、
 F: 環境保全、 G: 子育て支援、 H: 地域振興対策、 I: 教育・学校、 J: 福祉、
 Z: その他

NPOの現状と課題



<http://npo.dosanko.org/>

北海道NPOサポートセンター理事
北海道NPOバンク理事・事務局長 北村 美恵子 1

北海道NPOサポートセンター

1. ミッション: NPO相互の情報交換や連携支援、新たにNPO法人を設立しようとする団体及び個人の支援、NPO法人への活動支援を行うこと、及び市民活動の普及・啓発・発展に資する事業を行うことを目的とする。

2. 会員数: 143団体、111名

3. 事業高: 約3,500万円

4. スタッフ数: 10名

5. 関連団体:

NPO推進北海道会議

北海道NPOバンク

NPOバンク事業組合

北海道NPO越智基金

NPOバンク（北海道）

北海道NPOバンク/NPOバンク事業組合

1. ミッション: 市民や企業、行政等から出資をいただき、地域の課題解決や地域資源の活用などに積極的に取り組むNPOなどの市民活動団体に融資を通じて支援することを目的とする。

2. 金利: 2%固定

3. 融資限度額: 200万円

4. 返済期間: 2年以内

5. 融資条件:

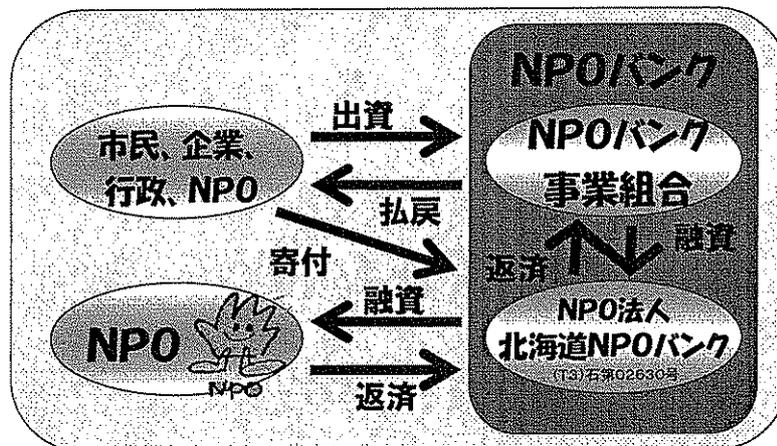
■NPOバンク事業組合員であること

■NPO団体またはワーカーズ・コレクティブであること

■事業目的に社会性があること

3

NPOバンク（北海道）の仕組み1



4

NPOバンク（北海道）の仕組み2

特定非営利活動法人 北海道NPOバンク
(T3)石第02630号

…貸金業登録

(T)について…法第6条第1項第14号に規定する「資金需要者等の利益を損なうおそれがないものとして内閣府令で定める事由がある者」のうち施行規則第5条の3第2号に規定する者における登録番号については、()内に「T」の文字及びその次に登録回数を記入すること。

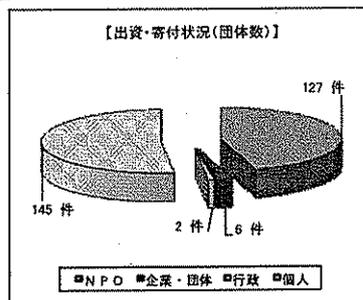
(「貸金業者向けの総合的な監督指針」より)

NPOバンク事業組合

…民法667条に基づく組合

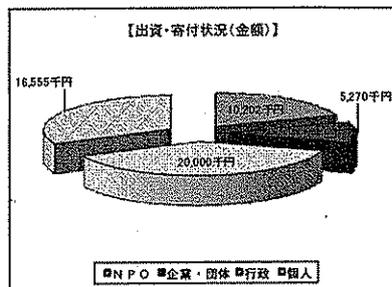
5

NPOバンクの出資・寄付状況 (2010. 3. 24)



280件

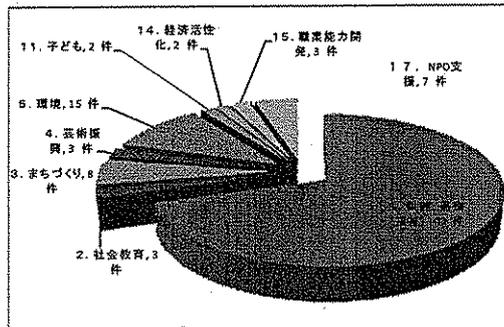
約51,854千円



6

NPOバンクの融資状況 (2010. 3. 24)

融資金額合計 **24,477万円**



融資件数: **145件**

7

提案1

NPOバンクへの特例措置の提案

貸金業法改正により、NPOバンクの
新規設立、運営が困難に！！

I 指定信用情報機関制度の適用除外

II 貸付けの業務に三年以上もしくは1年
以上従事した経験を有する者の確保の
提要除外

8

I 指定信用情報機関制度の適用除外

◆NPOバンクから借りると、銀行から融資が受けられなくなる危険！

- ・サラ金から借りる人は信用が低いものと考えられ、銀行では融資を断ることがあると言われている。
- ・NPOバンクもまた指定信用機関に登録することになると、同様に融資実績が登録される。
- ・銀行から融資が受けられない理由は説明されないので、なぜ融資が受けられないのかを調べることはできない。
- ・「銀行から二度と借りられなくなるリスク」を社会起業家に負わせるぐらいなら、NPOバンクは存続しないほうがいいのか。

9

II 貸付けの業務に三年以上もしくは1年以上 従事した経験を有する者の確保の提要除外

◆新規にNPOバンクを立ち上げることができなくなる！

- ・現段階では、NPOバンクを設立するためには、①3年以上の貸付経験者を見つけてきた上で、相当重い責任のある「常務に従事」する役員に就任していただき、しかもその人(不可能なら別の貸付経験者を見つけてきて)一定の時間拘束を受ける「常勤」職員になっていただく必要があるということになってしまう。
- ・しかしながら、このような経験豊富な人をNPOバンクがみつけて協力を仰ぐことは非常に難しく、ましてボランティアベースのNPOバンクでは「常勤」者を雇用すること自体不可能に近い。
- ・これでは新規にNPOバンクを作るなどといったに等しい。
- ・反面、NPOバンクの貸付実務では一般の金融機関の貸付経験よりも、社会的企業の経営や地域事情をよく知っていることのほうが役立つ場合が多く、貸付経験者の採用が業務の適正に資するとは限らない。

10

NPOバンクに関するその他の提案

- ◆「貸金業務取扱主任者」資格試験の導入
- ◆個人向け貸出への規制
- ◆総量規制そのものの問題
- ◆一般の貸金業者NPOバンクを識別する「Tの字」

11

提案2

認定NPO法人の要件緩和の提案

認定NPO法人制度とは・・・

認定NPO法人とは、NPO法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であること並びに公益の増進に資することにつき一定の要件を満たすものとして、国税庁長官の認定を受けたもの（措法66の11の2③）

- 認定の有効期間は5年
- 税制上の特例措置あり

全国では、38,997法人(2009.12.31現在)中、
122法人(2010.3.22現在)(3.1%)

道内では、1563法人(2009.12.31現在)中、
2法人(2010.3.22現在)(1.2%)

12

認定NPO法人の要件は？

- 経常収入金額に占める寄付金等収入金額が一定の基準以上であること(パブリックサポートテスト)
 - 共益的な活動が50%未満であること
 - 運営組織及び経理が適正であること
 - 事業活動について一定の要件を満たしていること
 - 情報公開が適正にされていること
- などを基にして8つの要件。
- ⇒最大の課題はパブリックサポートテスト(PST)！！

13

P15～P22、2010.2.24市民公益税制PTヒアリングにおけるシーズプレゼン資料より抜粋

認定NPO法人制度の現状

- ・ 2月1日現在、116法人(全体の0.3%)
※国税庁HP「認定NPO法人名簿」
- ・ 2月1日現在、申請件数が425件(累計)
※シーズ調べ
- ・ 分野別では国際協力が約5割で最多
※国税庁HP「認定NPO法人名簿」
- ・ 東京都に約5割が集中。
24の県は一つもない(空白県)
※国税庁HP「認定NPO法人名簿」
- ・ 制度はNPO法人の約8割が認知。
内容まで知っているのはわずか3割。
※内閣府「H21特定非営利活動法人の実態及び認定特定非営利活動法人制度の利用状況に関する調査」
- ・ 65%が認定取得を希望(年々減少)
※内閣府「H21特定非営利活動法人の実態及び認定特定非営利活動法人制度の利用状況に関する調査」
- ・ 希望者の88%が申請準備せず
※内閣府「H21特定非営利活動法人の実態及び認定特定非営利活動法人制度の利用状況に関する調査」
- ・ 最大の課題はパブリック・サポート・テスト(PST)の計算式
※内閣府「H21特定非営利活動法人の実態及び認定特定非営利活動法人制度の利用状況に関する調査」

現場の声【評価】

- ・ 認定取得で社会的信頼が高まり、企業や行政と協働が進んだ。
- ・ 認定後、寄付も増え、控除の領収書を求められることも増えた。
- ・ 数千万単位の遺贈寄付をいただくことができた。決め手の一つが「認定を取っていること」だった。
- ・ 社会から見られている意識で職員モチベーションが高まった。

現場の声【批判】

- ・ 介護保険事業の行っている関係で、現行PSTをクリアできず認定が受けられないと分った。事業型NPOも認定を受けられるようにしてほしい。
- ・ 認定取得後は、助成金支給の度に、書類による報告が必要で、本来の業務に影響がある。
- ・ 身近に相談できる場所がなく、気軽に相談できない。特に国税局に相談に行く前に、相談できるところが必要だ。

14

インパクトのある改正を！

● NPOの強い要望

NPO法人の6割、事業型も3割が
「寄付税制の拡充」を希望

※内閣府・経済産業研究所・中小企業基盤整備機構

● 制度の複雑化

7回にわたる改正で制度が複雑化
分かりづらく、申請が進まない

もはやインパクトある改正でないと、実効性見込めず

インパクトある 抜本改正を！

1. 具体的な数値目標の設定を
2. 事業型NPO向け税制支援を、明確に位置付け
3. NPOのスタートアップを税制で支援
4. 事業型NPOのメリット拡充を
5. 寄付者の使いやすい寄付税制へ ほか

15

1. 数値目標の設定を！

- ・ 実効性のある改正を行うためには、数値目標を設定しての制度設計が必要
- ・ 認定をあきらめている全国のNPO法人へ、政府として支援するという明確なメッセージを伝える必要
- ・ 政府としての姿勢を示すことで、国民の「寄付意識」盛り上がりも

達成目標 明確化

- ・ 全NPO法人の例えば50%は認定可能な制度へ
- ・ 全都道府県に認定NPO法人が誕生できる制度へ
- ・ 分りやすいシンプルな認定要件の実現
- ・ 全都道府県で申請可能へ（新公益法人の認定委とは別）

16

2. 事業型NPOに認定の道を！

- ・ 市民の支持により、公益性を判断するPSTの趣旨は「新しい公共」の理念と合致
- ・ 事業型NPO法人は寄付金比率が低く、現行PSTクリアが困難で認定を取得できない
- ・ 事業型NPOでも寄付は重要。事業収入増より寄付増を目指す法人も2割
※中小企業基盤整備機構

事業型NPOでも活用できるPSTへ改正

- ・ 特定非営利活動の事業収入をPSTの総収入から差引く or
- ・ 「3000円以上の寄付者100名以上」などPSTを絶対値へ変更

17

3. NPOのスタートアップ支援を！

- ・ 寄付金収入が少ないのが現状。初回申請団体にとってPST（一定の寄付金収入が必要）のハードルは高い
- ・ NPOの寄付集めを支援するはずが、寄付金収入が認定の前提となっている（順序が逆）
- ・ 結果として「これから寄付を集めていこう」という団体が寄付税制を活用できない

NPO立ち上げ時からの支援

- ・ 米国のような「仮認定」制度の導入
- ・ 初回認定時の要件緩和
- ・ 初回の実績判定期間の短縮
- ・ 民間機関が相談対応できるように

18

4. 事業型NPOのメリット拡充を！

- 事業型NPOは、事業収入による資金を元に、対価をとれない社会貢献事業を実施する場合も
- 認定後、自主事業に積極的に取り組んでも、みなし寄付金が20%では、メリット少ない

事業型NPOの自立した
資金調達を支援

- みなし寄付金制度(現行:所得金額の20%)を所得金額の50%(または200万)まで拡充

19

5. 寄付者が使いやすい寄付税制へ！

- ・ 寄付税制は一部拡充も、寄付者の利便性に大きな課題
- ・ 所得控除方式で、低所得者にメリット少ない
- ・ 「国民がみんなで支え合う」新しい公共の実現には、高額寄付者だけでなく、広く国民にメリットのある寄付税制が不可欠

寄付税制の
拡充

- 税額控除方式を導入(所得控除方式と併用制)
- 寄付金控除を年末調整でも可能に
- 寄付金の繰り越し控除制度(例えば5年)を導入
- 地方税(住民税)における寄付金控除制度も改善

20



NPOに関するその他の提案

- ◆NPO法人と社会福祉法人の差別
- ◆「社会的企業法人」の新設
- ◆中小企業支援の枠にNPOを追加

21



ご清聴ありがとうございました。

特定非営利活動法人
北海道NPOサポートセンター
北海道NPOバンク・NPOバンク事業組合

札幌市中央区南2条西10丁目クワガタビル2F
TEL:011-204-6523
FAX:011-261-6524

kitamura@npo-hokkaido.org
北海道NPOサポートセンター <http://npo.dosanko.org/>
NPOバンク <http://npobank.dosanko.org/>
北海道NPO越智基金 <http://fund.dosanko.org/>

22

北海道における特定非営利活動法人の申請受理・認証数

平成22年2月28日現在

1 主たる事務所の所在地別

区分	申請受理数	うち認証数	割合	解散
1 石狩支庁管内（札幌市除く）	112	109	7%	4
2 渡島支庁管内	95	92	6%	6
3 檜山支庁管内	9	9	1%	
4 後志支庁管内	59	58	4%	1
5 空知支庁管内	89	88	6%	1
6 上川支庁管内	118	116	7%	11
7 留萌支庁管内	17	16	1%	2
8 宗谷支庁管内	15	15	1%	
9 網走支庁管内	86	84	5%	6
10 胆振支庁管内	101	97	6%	7
11 日高支庁管内	16	16	1%	
12 十勝支庁管内	112	112	7%	7
13 釧路支庁管内	51	48	3%	3
14 根室支庁管内	15	14	1%	
計	895	874	55%	48
15 札幌市内	738	720	45%	68
合計	1633	1594	100%	116

2 主な活動分野別

区分	申請受理数	うち認証数	割合	解散
1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	765	746	47%	54
2 社会教育の推進を図る活動	62	59	4%	7
3 まちづくりの推進を図る活動	224	215	13%	16
4 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	179	177	11%	9
5 環境の保全を図る活動	158	157	10%	6
6 災害救援活動	5	5	0%	
7 地域安全活動	4	4	0%	
8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	12	12	1%	1
9 国際協力の活動	26	26	2%	4
10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	5	5	0%	
11 子どもの健全育成を図る活動	75	74	5%	13
12 情報化社会の発展を図る活動	13	13	1%	1
13 科学技術の振興を図る活動	8	7	0%	
14 経済活動の活性化を図る活動	49	48	3%	2
15 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	21	20	1%	1
16 消費者の保護を図る活動	9	8	1%	1
17 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言、援助の活動	18	18	1%	1
合計	1633	1594	100%	116

全国のNPOバンクの現況

2009.3現在 単位:千円

法人格	組織名	設立年	融資対象	出資金	融資累計	融資残高	備考	
							(融資制度)	(出資金以外の融資原資)
任意団体	未来バンク事業組合	1994年	環境グッズ購入、NPO、エコロジー住宅等	183,427	861,342	74,106	金利:3% 上限:900万円 最長10年	—
任意団体	女性・市民コミュニティバンク	1998年	神奈川県内で事業を行うNPO、W.Co(※1)等	127,540	397,965	46,934	金利:1.8~5% 上限:1,000万円 最長5年	—
NPO法人	北海道NPOバンク	2002年	NPO、W.Co	43,800	225,270	25,220	金利:2% 上限:200万円 最長2年	寄付7,030
NPO法人	NPO夢バンク(長野県)	2003年	NPO	16,610	113,690	27,770	金利:2~3% 上限:300万円 最長3年	寄付金 25,000 借入金 22,000
任意団体	東京コミュニティパワーバンク	2003年	W.Co、NPO、市民事業者等	93,700	62,100	29,289	金利:1.5~2.5% 上限:1,000万円 最長5年	—
一般社団	ap bank(正式名:一般社団法人APバンク)	2003年	自然エネルギーなどの環境を対象にしたプロジェクト	(非公開)	295,875	(非公開)	金利:1% 上限:500万円 最長10年	—
任意団体	新潟コミュニティ・バンク	2005年	コミュニティビジネス、まちづくり支援	6,720	300	300	金利:3% 上限:200万円 最長3年	—
任意団体	コミュニティ・ユース・バンクmomo(※3)	2005年	豊かな未来を実感できる地域社会をつくる事業	34,250	22,000	17,838	金利:2.5% 上限:300万円 最長3年	—
任意団体	くまもとソーシャルバンク	2008年	熊本県内で社会性のある事業	3,950	(準備中)	(準備中)	—	寄付金56
一般社団	天然住宅バンク	2008年	転居時の家具、家電製品、ベレットストップ	20,210	0	0	金利:2.0% 上限:500万円 最長10年	—
任意団体	もやいバンク福岡	2009年	(準備中)	(準備中)	(準備中)	(準備中)	—	—
	計			530,207	1,978,542	221,457		

(※1)W.coとは、「ワーカーズコレクティブ」(雇う-雇われるという関係ではなく、働く者同士が共同で出資して、それぞれが事業主として対等に働き、地域に必要な「もの」や「サービス」を市民事業として事業化する協同組合)を指す。

(※2)NPO夢バンクは融資残高が出資金を上回っているが、これは出資金以外の融資原資によるものである。

(※3)コミュニティ・ユース・バンクmomoの数は2009年4月7日現在。

(全国NPOバンク調査資料に一部加筆)